

2022年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験

(商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の3、5、8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

商 法

〔問 題〕

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

1. 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、貴金属の加工及び販売を業とする会社である。甲社は、取締役会及び監査役を設置しており、取締役は A、B 及び C、代表取締役は A 及び B、監査役は D である。また、甲社は種類株式発行会社ではなく、甲社の発行済株式総数の40%を A、30%を C、残り30%をその他の株主らが保有している。2021年7月末の時点で、甲社の総資産は10億円、純資産は5億円、資本金は1億円であった。
2. 甲社が加工・販売する貴金属は、2021年1月にマスコミで取り上げられたことを契機に、人気が急上昇し、入手が困難な状態が続いていた。
3. A は、個人的に行っていた株式投資で損失を出したため、甲社が加工した貴金属を個人的に譲り受けた上で、プレミアムの付いた高値で転売することによって損失の穴埋めをすることを計画し、B の同意を取り付けることに成功した。そして、その計画の一環として、2021年8月、B は、甲社を代表して、A との間で、甲社が加工した貴金属を A に300万円で販売する契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。
4. 本件契約の締結に先立ち、2021年7月末に開催された甲社の取締役会においては、A、B、C 及び D が出席して、本件契約の締結について審議がされた。その際、A 及び B は、本件契約の内容を示した上で、A への販売価格は甲社が他の小売業者に販売している価格と変わらない価格であるため、甲社にとって不利な取引ではないと主張した。これに対し、C は反対を表明して譲らなかったが、最終的には、A 及び B の賛成の議決権行使により、本件契約の締結について承認する旨の決議（以下、「本件取締役会決議」という。）がされた。

〔設問1〕 本件取締役会決議の効力について論じなさい。

〔設問2〕 A が甲社に対し、代金300万円を支払った上で、本件契約に基づき、貴金属の引渡しを請求してきた場合において、その A の請求を甲社が拒むことができるかどうかについて、論じなさい。

民事訴訟法

【事例】

Xは、住宅の建築を行う工務店を営んでいる。Yは、輸入家具の販売業を営んでおり、ときどきXから海外の高級家具の注文を受けることがあった。Yは、自宅の建物が老朽化してきたので、Xに、そのリフォームを依頼した。そして、Xとの間で、工事代金は600万円とし工事終了後に一括して支払う旨の約定を含む建築工事請負契約を締結した。Xは、納期までに工事を完成させて建物をYに引き渡した。しかし、Yは工事代金を支払おうとせず、やがてXからの督促に対して返答もしないようになった。

【設問】

以下の各問について民事訴訟法の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 Xは、Yを被告として、工事請負代金債権600万円の支払いを求める訴えを提起した。この訴訟の口頭弁論において、Yは、Xに販売した輸入家具の未収代金である400万円を自働債権として相殺する旨を主張した。裁判所は、審理の結果、400万円の対当額について相殺の成立を認め、Yに対して200万円の支払いを命じる判決を言い渡した。この判決の確定後、Yは、Xを被告として、Xに販売した輸入家具の未収代金400万円の支払いを求める訴えを提起した。裁判所は、この訴えをどのように処理すべきか。

問2 Xは、Yを被告として、工事請負代金債権600万円の支払いを求める訴えを提起した。この訴訟の第2回口頭弁論期日において、Yは、本件訴えが提起される前にXに販売した輸入家具の未収代金である400万円を自働債権としてXの工事請負代金債権600万円と相殺済みであるので、Yが負う債務の額は200万円であると主張した。これに対し、Xは、同期日において、Yの主張する相殺は、法的にみて有効に成立している旨の陳述をした。その後、Xは、第4回口頭弁論期日において、Yの主張する相殺は法的に重大な瑕疵があるので無効であると主張をした。この第4回口頭弁論期日におけるXの主張は認められるか。

刑事訴訟法

次の【事例】を読み、後の【設問】に答えなさい。なお、解答は、問いの順序に従い、かつ、問いの番号を明記して記載しなさい。なお、各問の末尾に括弧書きで記載されている使用行数についての指示には必ず従いなさい。

【事例】

L警察署の司法警察員M警部補らは、管内で活動する暴力団K組組員の甲が覚醒剤の密売（営利目的譲渡）に関わっているとの情報を得た。そこで、捜査を開始したところ、Nら複数の末端使用者から覚醒剤を甲から購入したことがある旨の供述が得られ、これら供述は、各人の携帯電話通話履歴等からも裏付けられたことから、Mらは甲の関係先を捜索し、証拠となる物件を差し押さえることを計画した。捜索場所としてまずK組事務所が考えられたが、内偵の結果、K組では表向き薬物への関与が厳に禁止されており、甲もあまりK組事務所には出入りしていない模様であったことから、Mらは甲の居住先を捜索することとし、甲の居住実態を捜査した。すると、甲は愛人乙方で寝泊まりしているものの、実弟丙方にも頻繁に出入りしている様子であったため、Mらは乙方と丙方の両方を捜索場所としようと考えた。

①Mらは、管轄する裁判所を訪れ、裁判官Jに対し、被疑者を甲、被疑事実を「被疑者は、営利の目的で、みだりに、令和3年6月20日頃、東京都港区〇〇路上において、Nに対し、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約0.5グラムを代金2万円で譲り渡したものである。」、差し押さえるべき物を密売用覚醒剤や小分け道具、甲の使用する携帯電話等とし、乙方と丙方のそれぞれを捜索場所とする捜索差押許可状各1通を請求したところ、②Jは、「本当に2か所の捜査が必要なのですか。どちらか一方にしてもらえませんか。」と述べた。そのため、Mらは疎明資料を追加することとした。

令和3年9月1日、③ようやく発付を受けた丙方を捜査すべき場所とする捜索差押許可状を携え、Mらが丙方を訪れたところ、その場に甲はおらず、丙に対し、上記許可状を示し、捜査を開始した。すると、約5分後、丙が、落ち着かない様子を示し、室内の小物入れの上にあった封筒を手にとると④素早くズボンの右ポケットに突っ込み、外に出ようとした。その様子を見たMらは丙に声をかけ、封筒をポケットから出して渡すよう求めたが、丙はかたくなにこれに応じようとしなかった。そのため、⑤Mにおいて、丙のポケットに手を入れて封筒を取り出し、更にその中を確認したところ、白色結晶状の粉末が入ったビニール袋3袋が発見されたため、上記許可状に基づきこれらを差し押さえた。

【設問】

- 1 下線部①について、捜査機関が令状を得て捜索を実施する場合の法的根拠となる憲法及び刑事訴訟法の条文をそれぞれ一つ記しなさい。(行数=1行)
- 2 下線部②でJが捜索先をどちらかにするよう求めたのは、令状を2通発付することが面倒だったからではない。考えられる理由について、問1で答えた条文との関係を意識しつつ(必要であればさらに別の条文も参照しつつ)、説明しなさい。(行数=10行以内)
- 3 下線部③の令状の「捜索すべき場所」に下線部④のポケットは含まれるかについて、理由とともに結論を述べなさい。(行数=5行以内)
- 4 下線部⑤の行為の適法性について論じなさい。ただし、下線部③の令状は適法に発付されているものとして、かつ、問3に対する解答のいかんにかかわらず、下線部③の令状の「捜索すべき場所」に下線部④のポケットは含まれないものとして考えなさい。(行数=制限なし。ただし、解答用紙の所定欄に収まる限度にしなさい。)

